

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2023

(未上場株式市場関連抜粋)

令和5年6月6日

⑩株式投資型クラウドファンディングの活用に向けた環境整備

株式投資型クラウドファンディングは、非上場企業が株式を発行し、インターネットを通じて多くの人から少額ずつ資金を集める仕組みであるが、現在の発行総額上限（1億円）について、米国等の諸外国の事例を参照し、開示等の必要な投資家保護策と併せ、例えば現行の1億円から5億円にする等の拡充を検討する。また、投資家の投資上限について、現行の50万円から例えば100万円の投資を可能とする等、年収や資産に応じた投資上限とすることを検討する。これらについて、来年末までに結論を得る。

⑬未上場株のセカンダリーマーケットの整備

現在、証券会社が運営する私設取引システム（PTS）において、プロ投資家向けにも非上場株式の取扱いが認められていない。スタートアップが未上場のまま成長できるように、プロ投資家向けの非上場株式の取扱いを可能とするため、本年度中に金融商品取引法の関係政令を改正する。

また、セカンダリー市場でのオンライン取引について、個人投資家の保護に配慮しつつ、私設取引システム（PTS）での資本金要件（現在は3億円）等の認可基準、開示義務、システム要件等を緩和するなど、オンラインプラットフォームが参入しやすい環境を早期に整備する。

⑭特定投資家私募制度等の見直し

スタートアップの資金調達手段として、プロ投資家のみを相手方として、新たに発行する有価証券の取得の申込みの勧誘を行う特定投資家私募制度について、日本証券業協会の規則を整備し、非上場有価証券に関しても特定投資家私募制度の利用を可能とした。他方で、スタートアップにとっては、新制度で提供又は公表が義務付けられた特定証券情報（企業情報、業績等）に係る事務負担が重いとの指摘がある。これを踏まえ、新制度の活用状況をフォローアップしつつ、実際のニーズや投資家保護の観点も踏まえながら、プライマリー市場の取引拡大に向けて、諸外国の事例を参照し、特定投資家私募制度の利用促進や必要に応じた見直し、少人数私募制度の在り方（人数制限や投資家の人数算定方法の変更等）、スタートアップの特性にも配慮した有価証券届出書の在り方など、資金調達の在り方を検討する。